平成27年度 函館市地域包括支援センター事業計画について

1 計画数值

〇平成27年度計画数值

	高齢者人口推計	介護予防事業			包括的支援事業			任意事業
圏域	(H27.9.30 推計	健康づくり教室	利用者基本情報作成	ケアプラン指導研修	職員研修参加	地域ケア会議		家族介護教室
		(新規)	(実態把握)	(合同)+(圏域)	10000000000000000000000000000000000000	(個別ケースの検討)	(地域課題の検討)	<u> </u>
西部地区 あさひ	8,270	24回	968件	3回	1回	5回	2回	2回
中央部地区 こ ん	17,404	36回	2,036件	3回	1回	11回	5回	2回
東央部地区 厚生院	19,866	36回	2,324件	3回	1回	13回	6回	2回
北東部地区 西 堀	27,951	48回	3,270件	3回	1回	18回	9回	2回
北部地区よろこび	6,966	24回	815件	3回	1回	4回	2回	2回
東部地区社協	5,075	24回	594件	3回	1回	3回	1回	2回
合計	85,532	192回	10,007件	18回		54回	25回	12回

〇平成27年度計画数値の算出方法

1. 利用者基本情報作成(実態把握)

平成24~26年度の高齢者人口に対する実体把握実施率11.7%を,平成27年度の高齢者人口推計に乗する。

- 2. 健康づくり教室 ・ ケアプラン指導研修 ・ 職員研修参加 ・ 家族介護教室 前年度計画と同じ。
- 3. 地域ケア会議

高齢者人口3,000人に対し,個別ケースの検討を2回,地域課題の検討を1回実施する。

2 事業計画(要点抜粋)

〇介護予防事業

・ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
	新規教室開催回数:12回×2会場	新規教室開催回数:19回×1会場 12回×2会場	新規教室開催回数:12回×3会場	新規教室開催回数:18回×2会場 12回×1会場	新規教室開催回数:12回×2会場	新規教室開催回数:12回×2会場
	【新規教室】	【新規教室】	【新規教室】	【新規教室】	【新規教室】	【新規教室】
健康づくり教室	運動機能向上や口腔・栄養改善,間違い探しなどの脳トレやレクリエーション等を実施する。専門職による講話や運動実践も数回取り入れる。・会場は未定。(町会等の単位で開催予定。) 【フォロー教室】 教室終了後に地域の自主活動として継続出来るよう支援する。 【自主活動支援】 フォロー教室から町会主催へとつながった教室に対し、体力測定や講	・金堀・広野地区:運動実践,認知機能維持のための体操等・時任町地区:認知症予防プログラム 【フォロー教室】 運動実践指導,体力測定,行事等の運営援助等を行う。・上新川町・明和園 【自主活動支援】 健康講話,体力測定,行事等の運営援助等を行う。・梁川町・千代台町・柳町・柏木町【既存する社会資源の活用】	毎回運動実践を取り入れ、継続意欲の維持向上を促進する。また、運動は自宅で継続できる簡易なものを取り入れ、運動の習慣化を促進する。講話、調理実習、会食会等を取り入れ学習機会を設定する。体力測定を行い個々の目標設定と評価を行う。・3会場(開催地区未定) 【フォロー教室・自主活動支援】 積極性や意欲向上につながるよう、参加者の意見を反映し展開する。 町会役員等が教室を効果的に運営できるよう、定期的に課題共有等をす	地域の高齢者が健康づくりへの活動や体験、知識の普及等を通して健康への意識を高め、自立した生活の継続と社会参加の促進等へつなげていくことを目的とする。 ・西堀病院デイケア内・コープさっぽろいしかわ文化教室内スタジオ(地域ケア会議等により把握した地域のニーズに合わせ調整中) 【自主活動支援】	理学療法士による転倒予防の講話や 軽体操、栄養士による講話や調理実 習、健口や介護予防に関する講話を 行う。シナプソロジーを取り入れ認知 機能向上に活用する。 ・桔梗北部地区・港町会 【自主活動支援】 活動の振り返りや新しい運動方法等	地域の高齢者が介護予防に対する 理解を深め, 気軽で自分に合った効
	 	「教育大すぽると広場」の後方支援				

〇包括的支援事業

・ 介護予防ケアマネジメント業務

	あさひ	こん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
介護予防ケアプラン作成等	用調整を行う。実現可能な目標を設定し、介護予防プランを作成する。 ・プログラム終了後は評価を行い、必要に応じて地域の教室や町会等の地域活動の勧奨を行う。 ・通所型事業への参加が困難な対象者については、市と連携しながら訪問型介護予防事業の勧奨を行う。 ・事業参加につながらなかった対象	域活動等の利用を勧奨する。 ・プログラム終了後に活用できる社会資源(地域サークル,民間スポーツクラブ,医療保健機関が行う講座や地域の介護予防教室等)を把握し情報共有する。	・情報共有シートの作成,通所型介護予防事業所との連携,プログラム終了者に対するフォーマルサービスや地域活動等の利用勧奨・調整を行う。 ・対象者や利用目的,プログラム等について,センター内各職員で情報共有し,そのほか社会資源の把握,情報共有することで,二次予防事業対象者への支援体制の強化を図る。	に事業を実施するとともに、事業参加につながらなかった平成25年度の二次予防事業対象者へ必要な調整を行う。 ・事業終了者へは評価を行い基本チェックリストを活用したアセスメントにより、現状を対象者と共に評価し、必要な生活支援を行う。 ・行政との連携により、新たな社会資源の開発および対象者へ必要な社	る事業対象者および介護認定更新手続きにより非該当となった者に対し、適切な事業の勧奨を行う。 ・通所型介護予防事業への体験利用や見学を通じ、利用につながるよう支援を行う。また、終了後には評価を行い、フォーマルサービスや地域活動の利用を勧奨し、生活支援を行う。 ・事業利用につながらなかった対象者に対しては、健康づくり教室への参加勧奨や社会資源の情報提供を行う。	応じて通所型介護予防事業もしくは 訪問型介護予防事業の利用を促し、 事業利用希望者へ介護予防ケアマネジメントを行う。 ・介護予防事業(通所型・訪問型)の 利用をしない二次予防事業対象者の フォローアップとして、健康づくり教室 等の参加勧奨や、必要に応じて函館 市社会福祉協議会各支所が実施し

• 総合相談支援業務

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
地		・民児協定例会での情報提供および 町会行事への積極的な参加と協力, 地域ケア会議をとおし,民生委員や 町会との連携をさらに強める。			・地域住民をはじめ組織団体との懇談会に参加し、センターの活動の周知を図る。 ・地域ケア会議、高齢者見守りネット	支援が必要な高齢者を早期に発見し 適切な支援を行うことができるよう,高 齢者見守りネットワーク事業や保健医 療福祉連携会議等を活用する。以下 のことをとおして,地域のネットワーク
域における	・総合相談の中から得た情報により、 新たな関係機関としての協力要請を 図り、今後の連携強化につなげてい く。	・在宅医療・介護連携協議会などでの意見交換や事例検討会,地域ケア会議をとおして医療・介護従事者等との連携をさらに強める。	・既存の各関係機関との懇談会(各包括合同開催)を実施し、ネットワーク構築を図り、さらに新たな団体との懇談会開催についても検討する。		ワーク事業等をとおして,民生児童委員や在宅福祉委員,町会役員との連携体制を整える。 ・地域密着型サービス運営推進会議	の構築を図る。 ・地域密着型サービス運営推進会議 への参加 ・地域ケア会議の開催 ・民生児童委員定例会議への参加
ネットワー	・認知症サポーター養成講座の開催。・地域ケア会議を行う事で地域ネット	・地域の自主サークル、診療所等、警察、郵便局等へ、地域包括支援センターについての周知、認知症サポーター養成講座の実施、地域ケア会議	への参加を通じて連携体制を強化する。	する機会を持つことに努める。 ・地域ケア会議,各種専門団体との懇 談会や研修会をとおし,専門職との	の参加や必要時会議のあり方についても相談,助言を行うことで連携を図る。	・高齢者の集い等社協各支所主催の 地域福祉事業,老人クラブの例会, 地域サロン等,各関係機関主催事業 へ出前講座として講師を派遣
ク構築	ワーク構築を図る。 ・各関係機関との懇談会(各包括合同開催)を実施し、ネットワーク構築を図る。	の活用により、新規ネットワークの構築を図る。	・町会,民生児童委員,病院等の各種関係機関や団体とのネットワーク構築を推進する。		・地域ケア会議の開催や周知,依頼をとおして,関係者や団体との情報共有や新たな関係機関等との連携強化を図る。	・各包括と合同開催する各関係機関との懇談会への参加 ほか
	利用者基本情報作成件数 :968件	利用者基本情報作成件数 :2,036件	利用者基本情報作成件数 :2, 324件	利用者基本情報作成件数 :3, 270件	利用者基本情報作成件数 :815件	利用者基本情報作成件数 :594件
		・支援を要する高齢者の把握や将来的に支援が必要となる可能性の高い高齢者等の把握。また、実態把握をとおして地域におけるニーズや課題を把握する。	・予防支援業務,高齢者見守りネット ワーク事業,在宅高齢者等サービス 利用等,各業務を通じて,支援が必 要な高齢者を早期発見し,スムーズ に支援を開始できるよう取り組む。	り, 実態把握を行うとともに, 支援が必要な高齢者に対しては, 適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォ	象者へ定期的に個別訪問などを実施する。	・地域の高齢者が,長年住み慣れた 地域で安心してその人らしい生活を 継続していくことができるよう,支援が 必要となった際にスムーズに対応でき るよう,事前に実態把握を行う。
態把	・在宅高齢者等保健福祉サービス利用者のモニタリング、高齢者見守りネットワーク事業、はつらつ高齢者事業、健康教室等をとおしての実態把握を行う。	・高齢者の生活や集いの場に出向き、面接により実態把握を行う。 ・高齢者見守りネットワーク事業を通じて実態把握を行う。		ローする。 ・地域ケア会議等で構築された地域ネットワークや総合相談から、実態把握や必要な支援へつなげていく。	・介護予防支援事業や二次予防事業における利用対象者の定期的な実態把握を行う。 ・高齢者見守りネットワーク事業対象者の実態把握を行う。	高齢者等サービス利用者へのモニタリングの実施,民生委員や町会等の
	・代行申請を受けサービス利用がない方に対してもモニタリングを実施し,必要があればサービスへつなげ	・適切な実態把握が行えるように職員の資質の向上に努める。		・健康づくり教室,フォロー教室等,外部での活動を行った際に対象高齢者の実態把握に努める。		・社協が実施する地域福祉事業をと
	ప ం	・電話相談のみで終了とせず、訪問および面接による実態把握を原則とする。		・二次予防事業等の対象者への実態把握をし、必要な支援を行う。		

• 総合相談支援業務

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
合相談	・社会資源の情報整理を行い、利用者や関係機関に対して情報提供を行う。 ・制度説明、介護認定代行申請、サービス調整、必要な機関の紹介等。 ・はつらつ高齢者事業や見守りネットワーク事業を実施するにあたり、情報の共有化を図り、ニーズ把握や課題解決に役立てていく。 ・西部圏域各地域密着型サービス事業書運営推進会議に参加し社会資源の把握に努める。 ・個別ケースの相談において緊急時の対応が必要な場合には訪問し適切な機関へ繋ぎ判断に迷う場合には市の担当者と協議する。	・新規相談対応担当を輪番制とし、夜間・休日、ブランチ不在等の電話相談は携帯電話への転送により365日24時間体制を保つ。 ・複数職員または、他職種で多角的に判断し、また夜間・休日即応の要否はセンター長または副センター長に判断を仰ぎ、緊急性の判断や対応を適切に行う。 ・相談援助プロセスにおいては、自立支援、権利擁護の視点を持ち、課題を明確化する。対応においては、地域の多様な社会資源の活用を図る。・援助の終結を明らかにすることを意識する。	・電話,来所,訪問等による相談受付の実施。相談受付票の活用により,相談内容を的確に把握するとともに,緊急レベルを意識しての取り組みを実施。 ・以下をとおして相談体制の強化 ①本体,ブランチ間での情報共有の徹底 ②センター全体の対応力向上に向けた,ミーティングの強化,勉強会の実施 ③近隣町会・民生委員との懇談会開催等,連携体制の構築 ④地域ケア会議の開催を活用した連携体制の構築,社会資源の発掘 ⑤介護保険制度改正についての情報収集とセンター内での共有。	・毎朝のミーティング時に、困難事例ケースの情報共有、支援の方向性等の検討を行い、職員の資質向上、平準化に努める。 ・コーディネーターを配置し、相談受付をスクリーニングし、課題を明確にすることで、各関係機関との連携をスムーズに行う。また、コーディネーター間で緊急性の判断や支援の方向性等を決定する。 ・相談に関する各種マニュアルを活用し職員の資質向上、平準化に努める。また、地域の社会資源の把握に努め、情報を集約、整理し相談への活用に努める。 ・広報活動の実施、地域ネットワークを活用し、積極的に総合相談を受けることに努める。 ・学術大会、研修会への参加をとおして、職員の資質向上を図る。	・職員ひとり一人が新規,継続の相談を的確に対応し、相談受付票を作成。所内ミーティングにより多職種間で共有を図り担当者を決定する。 ・24時間通年で携帯電話への転送により、緊急時も迅速に対応できるよう相談体制を整える。 ・相談内容をとおして、地域における多様なニーズ、社会資源の活用、課題整理から地域ケア会議推進事業へ展開させる。 ・自主研修会開催や外部研修会への参加をとおして、職員の資質向上、知識の習得を図る。	・センターとブランチの連携や社協各支所と連携、その他地域のネットワーク等を通じて、円滑に相談を受け付ける体制を維持し、相談内容に応じ多様な支援を行う。 ・職員の相談対応技術等の資質向上を図るため、各種研修会等へ積極的に参加する。 ・ブランチについては、地域に根ざした相談受付窓口としての役割を明確にし、センターが行う総合相談・支援業務への円滑な引き継ぎや、積極的な協力を行う。
煙福祉サービ	等サービス利用調整の依頼があった 場合に代行申請を行う。	・広報活動やネットワーク構築活動において、保健福祉サービス制度を適切に周知する。 ・介護保険事業所やシルバー人材センターとの連携を強化し継続利用者へ適切で効果的なサービスを調整する。	ず在宅高齢者等サービスやその他の利用可能なサービス調整を行う。 ・在宅高齢者等サービス利用に対するモニタリングを積極的に実施する。 ・実態把握業務および高齢者見守りネットワーク事業を通じて、安心ボトル	・在宅高齢者等サービス利用調整マニュアルを把握し、適切に不備なく申請を行う。 ・在宅高齢者等サービスの利用者へモニタリングを計画的に行い、利用者の状況を的確に把握し、サービスの調整を行う。 ・高齢者の実態把握より、適切な個別	高齢者などの把握を迅速かつ的確に 行いサービスの利用調整を行う。 ・定期的なモニタリングを行い支援する。 ・在宅高齢者等サービス利用につい	に、保健福祉サービス等の周知説明を行うことで、より一層の制度活用を図る。
広報・啓発活動地域住民等に対する	ニ,交番, 待ちづくり交流センター, 女性センター, 老人福祉センターを 通じて地域に配布する。 ・出前講座や健康づくり教室等の事 業において地域包括支援センターの 役割や介護保険制度をテーマに講 話し周知する。	・広報誌(年3回発行)の配布,出前講座メニューの周知,認知症サポーター養成講座(年6回)を実施する。 ・介護保険事業者,医療機関に対しテーマ別(地域ケア会議,高齢者虐待防止,成年後見制度,健康づくり教室)のリーフレットを情報提供する。 ・民児協に対し権利擁護に関する資料の配付を行う。	フレットの配布を実施。 ・ホームページを通じ地域包括支援センターの役割や活用内容について情報を発信する。 ・出前講座および講師派遣で,在宅	成,また出前講座等で地域へ出向き,地域包括支援センターの周知に努める。 ・既存のネットワークの維持,新たな	・出前講座,健康づくり教室,高齢者見守りネットワーク事業等を通じ地域	・高齢者見守りネットワーク事業や出前講座等で、社協だより等の広報誌を活用し普及啓発を図る。 ・出前講座をとおして、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談窓口でもあることを周知する。 ・認知症サポーター養成講座を実施し、地域の理解と地域づくりを図る。 ・「社協だより」「ウェブサイト」を活用し周知を図る。

• 権利擁護業務

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
高齢者虐待への対応	者虐待の早期発見ができる体制を構築する。 ・函館市高齢者虐待対応支援マニュアルにもとづき,社会福祉士が中心となり、センター内で情報共有および対応の検討をし、市との連携を図り終結を目指して支援する。	クの構築を図る。 ・保健医療福祉サービス介入ネットワークの充実および関係専門機関介入支援ネットワークの活用を図る。 ・職員が虐待の背景や実態を迅速かつ的確に捉えられるよう資質向上を図り、市と連携してチームアプローチを行う。 ・函館市高齢者虐待対応支援マニュ	で事例検討を行う。また、高齢者虐待	啓発活動を行い、虐待防止、早期発見のための地域ネットワーク構築を図る。 ・函館市高齢者虐待対応支援マニュアルを活用し、市と連携し支援を行う。 ・複合的な問題を抱える事例については、他分野の専門職や関係機関とも連携を図りながら適切な支援を行う。	活用し、他職種間や関係機関で情報 共有・連携を図り、終結に向けて支援 をする。 ・新規相談から支援終結までの対応 状況を振り返り、ミーティングで検討 し、情報共有や分析をする。 ・高齢者虐待に関する研修会への参 加、事業所での勉強会や事例検討会	者虐待の早期発見のための啓発を効果的に行う。 ・相談,通報を受理した際に函館市高齢者虐待対応支援マニュアルにもとづき,市と連携し円滑で迅速な支援を行う。
消費者被害の防止に関する対応成年後見制度の活用促進	関する情報を周知する。 ・地域の高齢者および関係機関にパンフレット等を活用しながら注意喚起する。 ・成年後見制度,消費者被害をテーマとした講座を地域住民および関係	講座を行い、地域への周知活動を強化する。 ・個別の地域ケア会議、事例検討会、専門職間での研修会の開催により、専門職との連携を強化する。 ・家庭裁判所、法テラス、消費者センター、市役所くらし安心課等と連携を図る。 ・成年後見制度、消費者被害ケースに対応できるよう、センター内で職員	を行い、地域住民や介護サービス事業者等へ情報提供を行う。 ・消費生活センターや司法関係者と連携しながら、解決に向けて対応していく。また、解決に向けて必要な最低限の知識について、研修会や事例検討会へ参加、開催を通じて習得していく。 ・相談や実態把握により、高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度利用の必要性を検討する。	に、積極的にパンフレットを配布し、成年後見制度の利用促進、消費者被害の防止を図る。 ・センター内ミーティングで支援の方向性を検討し、函館市や関係機関と連携し早期対応に努める。 ・各種事例検討会や研修会に積極的に参加し、関係機関との連携を図る。 ・事業所を対象とした事例検討会や社会福祉士部会で虐待事例を紹介し、支援方法や社会資源の活用について、情報共有、意見交換を行い、	事業の利用,消費者被害の防止に関する事項を広報誌やパンフレットに掲載する。 ・市民後見人推進事業への理解を深め普及促進に努める。 ・相談対応は専門職種間で協議しながら,適切な関係機関,団体へつなぎ円滑な支援をする。	や町会との連携を緊密にし、消費者 被害の早期発見や権利侵害および 成年後見制度についての啓発を効果

• 権利擁護業務

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
困難事例への対応		るネ体制を構築する。 ・個別ケースの連携や事例検討会, 地域ケア会議を通じ関係専門機関介	等のネットワークを活用したニーズの発見に取り組む。 ・問題の重層化,主訴が曖昧な事例について,センター内における各専門職が連携して対応策を検討する。	機関と円滑な連携をとりながら、早急にサービス利用や支援につなげる。 ・モニタリング報告会を毎月1回開催し、集結に向けた事例対応を行う。 ・各種関係機関とのネットワークを構築を図るとともに、各種研修会や懇談会に参加し職員の資質向上を図る。	・ケース要因を振り返り、ミーティング内で多職種で検討、支援方法の見直しを行い終結に向けて対応方法を協議する。 ・対応には情報共有し、所内で協議し、適切な関係機関、団体へつなぎ円滑な支援、諸制度、社会資源の活用を図る。 ・権利擁護業務全般に関する研修会への参加、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所での勉強会や事例検討会を実施し、職員の資質向上を図る。	し、関係機関や市との連携を図り適切に支援する。 ・主観ではなく客観的に問題を把握しアセスメントを行い、関係機関と問題を共有して円滑な支援を行う。 ・課題解決後も長期的な関わりが必要な事例に対応するために、地域の見守りのための地域連携システムの
広報住 報 き き	・町会で行われるふれあい事業等で 権利擁護の内容を取り上げて普及啓 発を図る。	ての研修会や出前講座を開催する。 ・広報誌やリーフレットの配布,出前 講座を通じて,孤立予防,認知症理	布,パンフレットの配布を実施。 ・ホームページを通じ地域包括支援 センターの役割や活用内容について	る), 高齢者虐待・消費者被害など, 住民への意識付や住民からの相談経 路の形成に努める。 ・地域の町会, 老人クラブ等からの講 師派遣や, 出前講座において, 権利	・権利擁護対応が迅速かつ円滑にで	

・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
ソアマネジメント体制の構築包括的・継続的	ための懇談会や事例検討会など情報 交換を継続して行う。 ・居宅介護支援事業所の主任介護支 援専門員との連携強化,地域における介護支援専門員のネットワークの構 築・活用を図る。 ・施設および在宅を通じた地域連携,協働の体制づくりや地域の介護支援 専門員と関係機関の連携を支援する。 ・地域資源の確保活用ができるよう,情報提供や情報交換を随時行う。 ・介護支援専門員への支援が他職種	正の背景を踏まえ、多様なマネジメントに対応できるように学習会を実施する。 ・主任介護支援専門員のあり方や地域同行型研修、事例検討の進め方、ファシリテーションやピアスーパービジョンについて学習会や交流会を定例化する。(年1回) ・他職種交流、学習会、事例検討会を実施する。(年1回) ・定期的にニューズレターを発行する。 ・前年度までの地域ケア会議やケアマネ支援の課題傾向を分析し研修会へ活かす。	・諸宅介護支援事業との事例を通じて連携を推進する。 ・主任介護支援専門員との事例検討会および地域ケア会議を通じて連携を推進する。 1回目:スーパービジョンを研修	・10月 内容:虐待事例 ・各関係機関が開催する研修会や勉強会に積極的に参加し、ネットワーク構築を図る。 ・主任介護支援専門員等を対象に事例検討会を開催し、支援が必要な高齢者や家族が抱える地域の多様な生活課題に対する意見交換やスーパーバイズ能力の向上に向けた取り組みを行う。	・介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの調整,地域ケアの活動推進を行う。	ケアプラン指導研修開催回数:3回 (圏域内1回, 合同研修2回) ・保健医療福祉連携会議において, 支援を必要とする高齢者の情報交換 や支援方法を検討することで,包括 的かつ継続的なケアマネジメント体制 を構築する。 ・圏域内で利用可能な旧市内の介護 保険事業所に関する情報を随時圏域 内の居宅介護支援事業所へ情報提 供を行う。
		L III 1 1 2	2回目:家族への支援や	里携をアーマとした研修		

・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
個別支援	介護支援専門員が相談しやすい環	的に訪問し課題を把握する。 ・介護支援専門員からの相談事例等について積極的に地域ケア会議を開催し、介護支援専門員の資質向上を図る。 ・事例検討会の進め方について、主任介護支援専門員が相互に情報交換し研鑽できる環境をつくる。 ・これまで把握した課題を分析し、支	・各研修会,センター内での勉強の実施,主任介護支援専門員部会での事例研究の推進,ケアマネ支援やケアマネ変更事例の検証を実施。	会で周知する。 ・サービス計画作成技術についての助言,支援方針の検討や指導を行う。 ・介護支援専門員と事前に合意した目標や状況に達したら終結とし、フィードバックを得て、介護支援専門員へのサポートの評価を行う。	的に抱える相談や支援困難事例への 後方支援,対応の振り返りを共有し評価する。 ・介護支援専門員への支援や実践力向上と終結を意識した後方支援を行う。 ・主任ケアマネ部会にて事例紹介を 行い,支援方法,ケアプラン作成,社 会資源活用等について情報共有,分	計や同行訪問を行う。 ・保健医療福祉連携会議等で介護支援専門員と積極的に情報交換をし、ケースの把握に努め支援する。 ・主任介護支援専門員は、必要な研修を受講し、資質向上に努める。
•	地域ケア会議推進事業					

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
	開催回数:5回	開催回数:11回	開催回数:13回	開催回数:18回	開催回数:4回	開催回数:3回
1 スの検討を	や関係者が協働して課題解決,支援 方法の検討を行う。 ・困難事例等から重要度,緊急度を 判断し会議を開催する。	ワークを広げる。 ・事例の課題を事前整理するため、 「個別アセスメントシート」への記載を 統一し、センター内で課題の共有、仮説を立て検討、会議終了後もセン	きる体制を構築する。 ・社会福祉士会作成の企画シートを活用し、目的を明確化し共有する。 ・センターで作成したケース選定の要項、ケース概要記入シートを活用し、円滑な会議開催を目指す。	努め、開催においては事例提供者や様々な関係機関と協働する。 ・センター内で相談、開催時は必要に応じてセンター3職種が参加する。 ・会議開催のマニュアルを作成する。 ・ニーズおよび課題を明確にし、高齢	・独居高齢者,認知症をテーマに個別ケースの検討を積み重ね地域課題の抽出へ展開する。 ・地域ケア会議の結果に応じて,出前講座や認知症サポーター養成講座を	・旧町村ごとに地域特性が異なることから、それぞれのニーズに合わせ参集範囲を検討し効果的に開催する。 ・開催の参集範囲としなかった各関係者も必要に応じ情報共有を図り、円滑な支援ができるよう協力体制を構築する。
地域ケア会議地域課題の検討を行う	課題や新たに判明した地域からの要望の中から、緊急度、重要度を判断して開催テーマを選定する。地域課題やその解決策等を市へ報告し政策への提言を行う。 ・社会福祉協議会の地域福祉担当者との情報交換や地域ケア会議への参加要請を通じて地域課題解決に向け	情報提供やセンターでの分析を報告することで、参集者間で共有する。 ・「日本社会福祉士会地域ネットワーク構築シート」を作成し、会議開催の目的と開催後の成果を分析、評価する。 ・会議企画や評価、モニタリングをセンター内で共有し、地域課題や新たなネットワークなどを周知徹底する。	・来年度からの新たな圏域を考慮した 課題をテーマに開催する。 ・函館市地域ケア全体会議で、圏域	開催回数:9回 ・昨年度の地域ケア会議で検討した課題(買い物難民支援,健康づくり・居場所づくり,独居認知高齢者の早期発見と見守り)についての検証や具体策を継続検討する。 ・地域ケア会議や構築されたネットワークで把握された地域課題について開催する。 ・地域ケア会議を通して構築されたネットワークを活用して,地域活動を継続的に実施する。	開催回数:2回 ・昨年度のケア会議で検討した課題(三世代間交流の困難さ)について,継続して課題解決に努める。 ・福祉コーディネーターとの連携を図り,昨年度実施した地区へ新たな仕組み作りに取り組む。 ・港町の市営住宅に地域課題がある可能性が高いため,住宅の班長と連携を図り,課題の抽出,解決に努める。	開催回数:1回 ・旧町村ごとに地域特性が異なることから、それぞれのニーズに合わせ参集範囲を検討し効果的に開催する。 ・個別ケースの検討を行う地域ケア会議から顕在化された課題について、課題解決に向けた検討ができるよう留意する。 ・全市的な取り組みが必要な課題については、函館市地域ケア全体会議において新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

〇任意事業

•介護家族支援事業

	あさひ	こん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
	開催回数∶2回	開催回数:2回	開催回数∶2回	開催回数:2回	開催回数:2回	開催回数:2回
	・適切な介護技術や知識などの学習		う。 ・介護用品や介護技術等の介護知識に関し、広報誌の発行およびパンフレット等による周知を行う。 ・窓口対応の強化、介護者家族支援	・高齢者を介護している家族や近隣の援助者の観点から,介護方法や介護に関する効果的な援助方法,介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得など家族介護教室を開催する。 ・地域ケア会議等での地域との関わりにおいてニーズを把握し,家族介護教室開催に反映していく。	じて周知を図る。 ・市の家族介護支援員をはじめとした	・介護者や将来的に介護者となることが予想される者および介護技術に関心がある者等、幅広く対象を広げ開催する。 ・介護用品の試用の機会を設け、介護用品や介護技術が理解しやすいよう工夫する。 ・関係機関や地域の若年層、民間企業従事者等を対象に、認知症サポーター養成講座の開催を提案し、認知症への対応等の啓発活動を行う。
広報・啓発活動地域住民等に対する	るように介護知識や技術等に関する 啓発を行う。 ・地域住民との関わりが密接にある健 康づくりフォロー教室等にて周知す る。	講座, 在宅福祉委員や民生委員との 懇談において, 広報誌やパンフレット を配布し周知する。 ・市の家族介護支援員へ広報内容を 報告, 教室や地域ケア会議への出席 依頼をし連携を図る。	・ホームページや各種事業を通じ広報する。	発活動を行う。 ・地域包括支援ネットワークを活用した積極的な地域への参加や多くの関係機関との連携により、多様な社会資源の存在を把握する。	・出前講座や認知症サポーター養成 講座,家族介護教室を通じ,広報誌 やパンフレットを配布し,介護用品や 介護技術,介護知識に関する啓発を 行う。 ・教室や講座等の開催について,町 会をはじめ広報誌や回覧板を活用し 周知する。	・定期的に開催される地域サロンへ出前講座として講師派遣し、家族介護教室の開催周知を行う。・介護用品や介護技術等の介護知識について、各種事業等でパンフレットを配布し啓発活動を行う。

(2)住宅改修支援事業

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社 協
住宅改修プ	・自宅訪問により身体状況や住環境のアセスメントの実施,助言を行う。必要にあわせて住宅改修支給に係る理由書を作成する。 ・西部圏域町会や医療機関,まちか	・心身状態や生活状況, 住環境においてICFの視点を鑑み適切にアセスメントする。 ・退院時や身体状況の著しい変化があった場合, リハビリ専門職等と家屋	・実態把握,アセスメントをもとに必要な住宅改修についての相談や調整,専門職との連携を図り支援する。 ・利用者および家族への情報提供を的確に行い,業務の標準化や効率化を図り支援体制を強化する。 ・ホームページを通じて,センターの	・実態把握, アセスメントにより, 今後の安全な日常生活に向けた必要な相談, 支援を行う。 ・医療関係者, 福祉用具事業者, 施	・実態把握, アセスメントをもとに住宅 改修業者や医療などの関係専門職 種と連携を図る。 ・広報誌やパンフレットの配布, 出前 講座による介護保険制度に関する制 度説明を行い, 住宅改修等の利用に	・担当介護支援専門員のいない要介 護(支援)者に対し,住宅改修費の支 給申請に係る支援を行う。 ・入院中の対象者に対しては,医療 機関との連携を図り,退院時に円滑
ラン作成		情報提供を行う。	信する。 ・出前講座および講師派遣で住宅改	・出前講座や機関誌,パンフレットの 作成による啓発活動を行う。		要についても、他職種も含め検討をし、必要な支援を行う。 ・地域の住民団体や関係機関へパンフレット等を用いて住宅改修に関する啓発を行う。